

平成28年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月15日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第3号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書（平成27年度豊頃町一般会計予算）
日程第 5	議案第38号	平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第39号	平成28年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第40号	平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第41号	平成28年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第42号	豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
日程第10	議案第43号	豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
日程第11	議案第44号	豊頃町立保育所条例の一部改正
日程第12	議案第45号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定
日程第13	議案第46号	北海道市町村総合事務組合規約の変更
日程第14	議案第47号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第15	議案第48号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
日程第16		陳情の委員会付託
日程第17		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君

9番 藤田博規君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝君
副町	長	石田	貢君
教育	長	菅原	裕一君
農業委員会	会長	竹下	昌徳君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	和田	宏樹君
企画課	長	柄崎	明久君
住民課	長	矢野	利治君
福祉課	長	岩城	光洋君
産業課	長	山本	芳博君
施設課	長	渡部	邦生君
会計管理者		佐藤	孝夫君
農業委員会事務局	長	高倉	明君
教育委員会教育課	長	富田	秀樹君
子育て支援所	長	下重	博光君
消防署	長	佐藤	則仁君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	中川	直幸君
庶務係	長	沢崎	真司君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成28年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に監査委員より、平成28年2月から平成28年4月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。
また、教育委員会より、平成27年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましても、お手元に配付のとおりでございますので、御確認をいただきたいと思っております。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第2回豊頃町議会定例会の行政報告を申し上げます。
初めに、農作物の強風による被害についてであります。
本年は、春先の天候に恵まれ、畑作物の移植、播種作業も順調に運んでおりましたが、去る5月8日、12日の強風による表土の飛散に伴い、てん菜においては被害を受け、特に、出芽間もない直播圃場に被害が大きかったほか、移植直後の苗の折損など、被害面積は98.2ヘクタールに及びました。
被害を受けた圃場中、84ヘクタールにおいててん菜の再播、再植が行われ、他の

圃場では他作物への作付け替えを余儀なくされました。被害を受けられた関係者の皆様には、お見舞いを申し上げる次第であります。

今後、生育の遅れが多少心配されますが、適切な施肥・防除など生育管理に努めていただくとともに、気象被害がないことを祈り、昨年を上回る収穫が得られるよう期待しているところであります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月22日までの8日間に決定いたしました。

◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第3号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成28年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成28年6月13日。

3、調査の経過。

(1)平成28年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成28年6月8日招集告示のあった平成28年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月13日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成28年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月22日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成28年第1回定例会閉会後に受理したものは5件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの3件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他1件については、議員配布にとどめるものとした。

ウ、所管事務調査等のための各常任委員会の開催については、定例会初日の6月15日に開催するように日程を調整した。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は報告済みとします。

◎ 報告第1号

●藤田議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書17ページをお開きください。

報告第1号繰越明許費繰越計算書(平成27年度豊頃町一般会計予算)について説明いたします。

平成27年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、平成28年第1回議会定例会及び第1回議会臨時会において議決をいただいておりますが、次のページ、平成27年度豊頃町一般会計繰越

明許費繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容につきましては、地方創生加速化交付金事業ほか2事業で、合わせて7,292万3,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上報告申し上げますので、よろしくお願いたします。

●藤田議長 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は報告済みとします。

◎ 議案第38号

●藤田議長 日程第5 議案第38号平成28年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案第38号平成28年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。

各会計補正予算書1ページをごらん願います。

第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,740万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,203万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から説明いたします。14ページをごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に公有財産購入費など合わせて485万7,000円を、7目企画費に産業振興事業補助金など合わせて1,033万2,000円をそれぞれ追加するなど、総務管理費に1,679万4,000円を追加。16ページ、3項戸籍住民基本台帳費に77万7,000円を追加。5項統計調査費に1万5,000円を追加。

18ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に臨時福祉給付金給付事業に348万5,000円を追加。2目児童福祉費に28万円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、20ページをごらん願います。6目し尿処理費に191万5,000円を追加するなど、合わせて302万6,000円を追加。

2項簡易水道費に213万円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費に産地パワーアップ事業補助金2億138万円を追加。22ページ、3項林業費において鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金など合わせて372万1,000円を追加。

6款商工費、1項商工費に36万7,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費に11万円を追加。24ページ、2項道路橋梁費に維持補修5,400万円を、3項住宅費に解体撤去除却工事150万円を、4項河川費に山陰沢川補修工事500万円をそれぞれ追加。26ページ、5項施設費に福祉施設ほか各施設管理費に合わせて2,171万円を追加。

8款消防費、1項消防費に工事請負費など合わせて684万2,000円を追加。28ページ、2項災害対策費に36万2,000円を追加。

9款教育費、2項小学校費に50万4,000円を追加。3項中学校費に駐車場舗装補修工事436万4,000円を追加。30ページ、4項社会教育費に15万円を追加。5項保健体育費に88万7,000円を追加するものであります。

次に、歳入の主な補正の内容を説明します。8ページをごらん願います。

1款町税、1項町民税に個人現年課税分2,364万円を、2項固定資産税に現年課税分6,218万円をそれぞれ追加。

9款地方交付税、1項地方交付税において、普通交付税に1,998万3,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金に17万9,000円を追加。2項国庫補助金に496万2,000円を追加。

10ページ、14款道支出金、1項道負担金に16万2,000円を追加。2項道補助金に産地パワーアップ事業2億138万円など、合わせて2億500万3,000円を追加。3項委託金に1万5,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金にふるさと振興など70万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金に300万円を追加。

12ページ、19款諸収入、5項雑入に8万円を追加。

20款町債、1項町債に750万円を追加するものであります。

次に、第2条、地方債の補正では、4ページ、第2表地方債補正をごらん願います。

一般単独事業、指揮広報車整備事業570万円を追加するなど2事業で750万円を追加し、地方債限度額の総額を6億7,890万円と改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 16款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 19款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 10ページ、11ページになるのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、この歳入の中の16款、第1項の寄附金なんですが、この中で指定寄附金というのがあります。ふるさと振興とか、地域福祉に対する寄附金というのが住民有志からいろいろとあることについては、今回も報告されてます。特に地域福祉で、現職の議員が何らかの事情、理由でしようけれども、寄附されているように見かけます。この件についての見解というのはどういうことなのか、あるいはその扱いについてはどうだったのかというところをお聞きしたいと思います。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 10ページ、11ページのただいまお話しがありました指定寄附金につきましては、お手元に配付の寄附採納報告書、これの後段の4件ですか、1件はデジタルカメラですので、金額はこの予算書には明示されませんが、湧洞の668番地2の方から、帯広市西3条南7丁目2番地までの方の金額しか計上してございませんので、ただいま言われた御方がどなたに該当するのか、ちょっとわかりかねていますが、とりあえずそういう説明で一旦終わります。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 今までの、過去についてということですが、今回の議案書配付に添えてきている資料の中に、寄附採納報告書というのが、6月15日付けの第2回のこの定例会に配付される。それまでは、過去の経過ちょっと定例会でも出てきませんので、それは理解できないわけですね。

今回、配付された中の寄附者の中で、この方は連綿として現職の議員であります。ですから、この方が地域福祉資金として、金額が3万円されているわけです。こういうものについての、これは公選法の解釈の範囲はありますよ。ありますが、これらについては、広報にもこれらの寄附者については報告されるわけです。そうですね。ですからそういうものを、万が一そういうようなことをお受けするときの行政側としての考え方、あるいはその誠意というか、そういうものについてのことについての理解はします。しますが、それらについての指導とか忠告とか、あるいは御遠慮することかということ误解を招かないようにするためどうしていくのかということの指導も含めて、その辺の見解をお聞きしたい。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 御質問の趣旨わかりました。寄附採納報告書の表面というのでしょうか、旭川の方の寄附の関係ということでしょうか。

この方につきましては、今議員御指摘のとおり公職者でございます。旭川選挙区の北海道議会議員をされている。これは豊頃町出身の方というふうに伺っております。

公職選挙法に照らし合わせますと、公職者たる者は、いかなる名義をもっても選挙区内において寄附行為を行ってはならない、このようになってございます。この旭川選挙区という選挙区でこの方は公職者ですので、旭川選挙区以外の、本町がその以外の区域に該当しますけれども、そこでの寄附行為というものについては何ら制約がない。この中で、特にふるさと納税ということで扱ってございますので、その辺については、町としては何らかの指導とかいうものではなくて、ありがたく寄贈を受けていると、そういうスタンスであるということをお理解願いたいと思います。

以上です。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 今の説明の中で、ふるさと創生ではないのです、この人は、地域福祉資金という目的です。いただいている資料を私見て言っているわけですよ。ですから、この方が、今公選法の199条あたりは、公職にある者の、いわゆる現職議員というのはいかなるものであっても寄附行為というの禁止です。ただし、今説明のとおり、その方が本町の出身という、その愛郷精神は受けます。受けますが、これらについてのいわゆる受けるときの、行政それでは選挙区でなければ誰でもいいかという

話にはならないのですね、これは。というのは、この方は政党员でもあります。というふうに私は解釈してます。ですから、そういう意味での、もう少し慎重にそれらについての行為については、授与するときのやはり事情というものを鑑みてやるべきではないかなというのが私の考えなんですね。感じ方です。その辺について、理事者の町長はどうでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私も含めてそうですけれども、選挙区内でのいかなる寄附行為も禁じられておりますけれども、ただ、今言われたとおり、私どもの選挙区外であれば、やっぱり善意が優先するんじゃないかというふうに思っております。ただ、広報等には政党の名前を出すことはできませんので、あくまでも個人名で出される。

それともう一つ、政党と明記しないで個人名で書かれる場合については、寄附される場合については、全国から来た場合については、一々その人間はどういう人間かということ調べることは不可能でありますので、私ども寄附行為にあった場合については、いかなる寄附であっても、そういった公職選挙法に抵触しないという判断であれば当然いただきます。ただ、今大崎議員が指摘するように、非常にグレーゾーンになるような場合でしたら、当然北海道なり、十勝総合振興局の選挙管理委員会に照会することも可能であります。

今後は、こういった寄附行為あるなしにかかわらず、選挙区外のものについては、やっぱり寄附をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

1 4 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費。

8 番大谷議員。

●大谷議員 ここの3目の財産管理費の中で、1 7 節公有財産購入費を見積もっておりますが、これはどこの場所で、どの広さで、どんな単価になるのか。それから、今現在、その方と仮契約でもしているのかどうか、そして取得後の計画というものはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 まず、場所ですが、公有施設用地等買収費に計上しております土地につきましては、茂岩本町6 7 番地、それと茂岩末広町1 1 4 番地及び1 1 5 番地の

3カ所になります。

価格につきましては、まず茂岩末広町114及び115番地、これは単価につきましては平米当たり評価額2,380円、坪当たり7,850円程度を予定しております。

それともう一つ、茂岩本町67番地につきましては、済みません、手元に面積書いている資料を持ちあわせておりませんので、価格だけ申し上げますけれども、30万円の価格を予定しております。茂岩本町67番地につきましては、ここは国有財産の国の土地でありまして、そこに町の実は下水施設、これが実は一部埋設されているという状況だったのものですから、国から町が買い上げるということです。

それともう一つ、茂岩末広町114番地及び115番地につきましては、この部分につきましては町のほうで買い上げ、現在豊頃町で分譲地販売しておりましたけれども、全て完売しておりますので、分譲地用として買い求め販売する、そのような計画であります。

なお、契約については、まだ実際にこれは行っておりません。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 ある部分、国の土地であったりしますけれども、そのものがものですから、やはり仮契約なり行っておかないと、いざというときにほかの者が入ってくるということは、この地域では考えられないかもしれないけれども、そういうことも考えられるので、やはり仮契約なりで押さえておくほうがよろしいのではないかと考えますが。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 基本原則として、形なりに契約ということになれば、予算的措置が事前になされていないと、これは契約行為に発展しない状況です。ですから、今回このようにして予算を取得し、そしてしかるべき手続をするという形になりますので、御理解を願いたいと思います。

●藤田議長 次に進みます。

3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項統計調査費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

8 番大谷議員。

●大谷議員 1 9 節で産地パワーアップ補助事業を見ておりますが、この予算でどんな事業を行おうとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 御質問の内容でございますが、国の平成 2 7 年度の補正予算措置によりまして基金造成されました、いわゆる T P P 関連対策大綱に盛り込まれております施策の展開のうち、緊急に取り組む施策として、耕種作物における産地の収益力の強化を図る産地パワーアップ事業というものが展開されております。本町の農業再生協議会のほうで計画を上げておりました。取組主体は、豊頃町農業協同組合が行うものでありますが、小麦の貯蔵サイロの増設に対する計画が承認されまして、その部分に係ります道の補助金の内容となっております。

●藤田議長 8 番大谷議員。

●大谷議員 これ地元で事業が行われて、農協に一括任すわけですが、やはりこういう事業というのは雇用の推進につながる方法をとらないと、やはり地域に還元されないというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 取組主体については、あくまでも豊頃町農業協同組合でございますので、工事の進行等につきましては、農協のほうの規約等によりまして進められると思いますが、国の定めるところによりまして、一般競争入札ということが原則という形で進められる形となるかと存じます。

雇用ということがございますが、今この計画の承認申請を上げた状況につきましては、現況のキタホナミの収量等が近年増嵩しておりまして、製品貯蔵等に現状として支障があるという中で増設をさせていただくという計画を上げておりますので、雇用の部分というか、製品の的確な保管というようなことにつながるものと考えております。

●藤田議長 次に進みます。

2 2 ページ、3 項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

説明、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書1ページをお開きください。

説明第1号、町道維持補修工事の施工について御説明いたします。

工事施工位置については、次項2ページから6ページに施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、豊頃中学校線改修工事。工事予算額は500万円。工事内容は道路改修、延長150メートル。道路中央部にあります植樹帯を撤去するものであります。

同じく1ページ、育素多中央線側溝改修工事400万円、延長240メートル。側溝部分を砂利で埋めて平にするものであります。

同じく1ページ、南中央2条通改良舗装工事1,300万円、改良舗装延長70メートル、幅員4メートル、舗装厚8センチです。

対図番号2ページ、豊頃7号線舗装補修工事500万円、舗装補修延長300メートル、幅員5.5メートル。

同じく2ページ、豊頃8号線補修工事400万円、道路改修延長30メートル、道路横断管の段差を改修するものです。

対図番号3ページ、下牛首別線歩道設置工事400万円、歩道新設延長130メートル、幅員1.5メートルです。

同じく3ページ、栄町東通り舗装補修工事400万円、舗装補修延長210メートル、幅員4メートル。

対図番号4ページ、小川西10号線舗装補修工事500万円、舗装補修延長460メートル、幅員4メートル。

対図番号5ページ、旅来第3号支線舗装補修工事500万円、舗装補修延長500メートル、幅員4メートルです。

以上、工事予算額合計9件で4,900万円です。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑はありますか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 提案されました説明で、対図番号の4ページ、5ページに関連するのですが、これは状況によっては、多分工事の内容だけでは、理解できないなというふうに私は思ってお聞きしたいわけですが、メーター数が同じで、例えば対図番号5ページの舗装補修というのが今回多いのですね。その中で500メートルで幅が4メートル、これが一つ、それから460メートルで幅が4メートル、これも舗装補修工事なんです。金額がちょっと、とらえ方が私のほうで見ている内容とちょっと理解できないのですが、その辺もう少し説明いただきたいというのは、金額が同じですが、500万円の中で、メーター数がちょっと違うので、その辺何か事情があるのだろうかというふうに思うのですが、もう少し説明いただけたらと思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 この2本につきましては、いずれも舗装のオーバーレイです。現在ある舗装が傷んでますので、それに舗装を新たにかぶせるという工事でございます。ただしその場合に、その痛み方の程度によって、舗装をオーバーレイをする前に手引きで穴を埋めたり、段差を修繕する工事をやります。その上に機械で舗装を敷いていくことになります。ですから、その路線によってお金のかかり方が変わって、片方は460メートル、旅来については500メートル、同じ額ですが工事ができるということになります。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 今の説明で、なるほどというふうに理解はします。ただ、これはもう一度ちょっと参考的にお聞きしますが、やはり既存の道路に補修舗装ですよ。ですから、クラックの幅が広いやつ、狭いやつがあるという意味だと思うのです。ですからそういうようなものが、過去にもやはりそういう地盤の関係で起きるものなのか、それとも交通量が多くてそういうふうになるものなのか、凍結深度がそれだけ変わるのか、その辺についてのやっぱりもう少し説明の内容をお聞きしたいなと思います。

例えば、今の対図番号の4ページと5ページのところのメーター数が、金額が同じでメーター数が違うというのは、今の説明でわかったのですが、やはり小川というのか、二宮と旅来の地質そのものが違うのだというところを理解をさせるための説明が必要ではないかなと思います。担当の課長としてはどうですか、その辺の追加の説明をしてください。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 ただいまの質問ですが、この小川、旅来、この両方の道路をきちっとした改修工事が行われておりません。本来であれば、路盤を1メートル置きかえし

て舗装するのですが、この道路については、30センチ程度しか路盤が置きかえになっておりません。それに3センチの舗装を施工しているという状況でございます。ですから、本来改修された道路であれば、一度改修すれば20年、30年という形でもちますが、ここについてはあくまでも簡易舗装的な工事をやっておりますので、どうしても傷みが激しくなってくるということです。それで、今回も施工してから十数年たった時点で、また補修工事、オーバーレイという形でやることにしております。

●藤田議長 次に進みます。

3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

説明、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書7ページをお開きください。

説明第2号町河川整備工事の施工について御説明いたします。

工事施工位置につきましては、次項8ページに施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、山陰沢川補修工事。工事予算額は500万円。工事内容は河岸が決壊している部分に護岸工を施工します。延長は100メートルです。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

26ページ、5項施設費。

説明、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書9ページをお開きください。

説明第3号施設維持補修工事の施工について御説明いたします。

工事施工位置については、次項10ページに施工位置図を添付してありますので御参照ください。

工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ、十弗農業センター駐車場補修工事。工事予算額は600万円、工事内容は舗装補修2,300平方メートル、舗装厚は3センチです。

同じく1ページ、茂岩山自然公園駐車場補修工事800万円、舗装補修2,600平方メートル、舗装厚3センチです。

これらは、いずれも現在使用しております駐車場の舗装がかなり傷んでおりますので、それに舗装のオーバーレイを施すものであります。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。よろしくお願いたします。

●藤田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑ありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。
8款消防費、1項消防費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、2項小学校費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、4ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑ありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第38号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第39号

●藤田議長 日程第6 議案第39号平成28年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書33ページをごらんください。

議案第39号平成28年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,955万8,000円と定めるものであります。

このたびの補正の内容は、42ページ、歳入歳出事項別明細書、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に国保事業納付金算定システム整備業務委託料65万2,000円を追加するものであります。当該歳出に要する財源として、40ページ、歳入をごらんください。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国保制度関係業務準備事業費補助金に広域化事業補助金65万2,000円を計上するものであります。このたび補正措置させていただきます納付金算定システムの整備は、平成30年4月に予定されております国保運営の広域化に向けた準備作業となります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

40ページをお開きください。

2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

42ページ、1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第39号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第40号

●藤田議長 日程第7 議案第40号平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書45ページをごらんください。

議案第40号平成28年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,000万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正の内容は、54ページ、歳入歳出事項別明細書、歳出から御説明いたします。

1款、1項医院費、1目医院管理費に、十勝医師会負担金として30万円を追加するものであります。

当該歳出に要する財源は、52ページ、歳入をごらんください。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に豊頃町医院管理費として30万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

52ページ、2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

54ページ、1款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第41号

●藤田議長 日程第8 議案第41号平成28年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 補正予算書57ページをお開き願います。

議案第41号平成28年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,586万3,000円と定めるものであります。

本補正予算の内容は、主に二宮浄水場を適正に管理するため、現在あるフェンスを延長するものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

66ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費に二宮浄水場フェンス設置工事請負費 1 7 3 万円を追加するなど、2 1 3 万円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、6 4 ページ、歳入について御説明いたします。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金において、一般会計繰入金 2 1 3 万円を追加補正するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 4 ページ、2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

6 6 ページ、1 款総務費。

7 番大崎議員。

●7 番大崎議員 関連した事項が前回の予算のときもあったのですが、二宮浄水場フェンス設置工事というのは 1 7 3 万円ですね。これは新規でございますか、新規の設置工事ですか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 ここにつきましては、既設のフェンスが若干あるのですが、隣接している隣地の木が、それは民有林ですが、伐採されたことによって、今まではその隣地側からは出入りできなかったのですが、そこがきれいになってしまって、自由に出入りできるような状況になりました。それで、隣地との境界にフェンスを延長するものであります。

●藤田議長 7 番大崎議員。

●7 番大崎議員 フェンスをするための、やっぱりそれだけの使用用途が必要なわけで、現状については、今までの民地からそういうものが侵入できなかった状況だというふうに想像するのですね。ところが、やはり浄水場というのは、これは長節も同じような状況をイメージしているのですが、不確定な人が意識的に侵入するには幾らでもできる状況にあるのですね。だからといって、それじゃあフェンスをしないでもいいかとか、あるいは侵入防止のためのチェーンを張らなくていいかということにはならないのですね。事が起きたときには、やっぱりそれだけの備えをしていないと、それらについての理由、それから原因を追及する要素というのは出てこないのだろうと私思っているのです。ですから、今二宮ということの引き合いで、長節のほうを見てますと、最近は既存のところにはチェーンを張って侵入禁止と下げてます。これがやはり故意に、悪意にといいますか、侵入して、それをいたずらするや、あるいは壊されるというようなことの防御にはなりませんけれども、そういうものを備えるというに

は、私は大賛成なんですね。ですから、今お聞きしたのは、早速そういうような民地のところを警戒する、行政としてこれを整備するということについての姿勢を私は非常に買っていきこうと、こう思ってますし、また、そういう配慮が必要なんだなということを感じするわけです。ですから、もう少しそういう意味では、全町のそういう施設についての備えをできるだけ整備していただきたいなど、こう思いますが、その他については、そういう施設に類するものはございませんか。ちょっと参考にお聞きしたいと思います。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 水道の施設につきましては、町内に十数箇所、ポンプ場だとか配水池等もあります。ですが、ほとんどの施設でフェンスを回しておりますので、通常維持管理等で見回りしたときにも破損等ないか点検してます。そういうところが見受けられれば、すぐにまた補修していきこうというふうを考えております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、議事を再開します。

◎ 議案第42号

●藤田議長 日程第9 議案第42号豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重子育て支援所長。

●下重子育て支援所長 議案書1ページをごらんください。

議案第42号豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本案につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例第12条に定める職員、放課後児童支援員の資格について、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、条例第12条第3項第4号の規定に、「義務教育学校」を加えるものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を公布の日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第43号

●藤田議長 日程第10 議案第43号豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重子育て支援所長。

●下重子育て支援所長 議案書3ページをごらんください。

議案第43号豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、同基準に基づき、条例第30条及び第45条に定める避難用設備に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、条例第30条に規定する小規模保育事業及び第45条に規定する事業所内保育所のうち、建物の4階以上に設置される場合の避難用設備の基準について、それぞれ表に記載されている付室に関わる規定及び建築基準法施行令の引用条文の号番号を改めるものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を公布の日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

●藤田議長 日程第11 議案第44号豊頃町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重子育て支援所長。

●下重子育て支援所長 議案書5ページをごらんください。

議案第44号豊頃町立保育所条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正により、複数のお子さんを扶養している世帯及びひとり親世帯等の保育料負担基準が軽減されることとなったことから、豊頃町立保育所条例別表に定める保育料等について、所要の改正を行うも

のであります。

なお、政令では軽減措置の適用について所得制限が設けられておりますが、本町では子育て世帯への経済的支援の観点から、所得制限は設けておりません。

続きまして、改正内容でございますが、第4条において、費用徴収額の根拠となる法律の条項を児童福祉法第56条から、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に改め、次に、別表備考第1号において、多子軽減措置、これは多くのお子さんを育てている家庭という意味で、多子という言葉を使わせていただいております。多子軽減措置の対象となる世帯を、2人以上の児童が保育所を利用している場合から、子ども・子育て支援法第14条の2に規定する特定被監護者等が2人以上いる世帯に改め、多子軽減措置に係る児童等の通所要件及び年齢制限を撤廃し、同じく別表備考第2号において、ひとり親世帯の保育料の軽減額を第1子を半額に改めるとともに、対象世帯を所得階層第5階層まで拡充し、あわせて第5階層までの世帯の第2子以降の保育料を無料とすることとして、同号の表を全面的に改めるものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を公布の日から、適用期日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●藤田議長 日程第12 議案第45号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第45号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明いたします。

議案書7ページをごらんください。

本案は、平成28年度当初予算に計上しております大津地域における情報通信基盤整備事業の実施に係る事業費のうち、国庫補助金を差し引いた一般財源分について、辺地対策事業債による財政支援を受けるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

1、公共的施設の総合整備計画の内容は、計画期間を平成28年度から平成32年度までの5年間とし、計画内容は、辺地名、大津辺地。事業区分、電気通信施設。事業年度、平成28年度。事業費、6,048万円。財源内訳として、特定財源、国庫補助金2,880万円、一般財源3,168万円であります。事業内容は、大津地域情報通信基盤整備であります。

なお、北海道との事前協議につきましては、5月10日付けをもって異議なく終了しておりますことを御報告いたします。

以上でありますので、御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号・議案第47号・議案第48号

●藤田議長 日程第13 議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第14 議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第15 議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

てを一括議題とします。

議案第46号、議案第47号及び議案第48号について、一括して提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括御説明いたします。

初めに、議案第46号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。

本案は、北海道市町村総合事務組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するものであり、北空知学校給食組合が本組合から解散による脱退に伴い、別表第1及び別表第2の9の項より削除するため、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に、議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

本案は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するものであり、北空知学校給食組合が本組合から解散により脱退したこと並びに本文の字句の文言整理のため、第1条、第3条及び第5条で本文の一部表現の変更及び別表を改めるものであり、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村の協議によりこれを定めるものであり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

次に、議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明いたします。

本案は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するものであり、北空知学校給食組合が本組合から解散による脱退に伴い、別表第1より削除するため、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係

町村の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第46号北海道市町村総合事務組規約の変更について審議します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 議案第46、47、48、規約の変更ということで今説明ありましたが、その中で、全て北空知学校給食組合の解散、脱退で、理由というのはどういう理由なのかということをお聞かせいただきたいと思います。なぜ脱退したのか、解散したのか、おわかりですか。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 この北空知学校給食組合でありますけれども、それぞれ一部事務組合の構成団体になっているその団体が、このたび解散するという理由で一部事務組合の規約の変更をするものであります。

組合解散による脱退の理由については、承知をしておりません。ただ、解散による場合については、新たに組織を変更する、解散等いろいろございますが、そういう事情で解散、脱退することになったものと思われまます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 余り私自身もわかりません。わかりませんのでお聞きしたのですが、例えば、正確には違いますが、消防というのは十勝で広域になりました。それについて、今までは事務組合というのが結成されて、それを解散したという理由で理解をして、十勝圏は広域消防というのができました。そんなことしかわからないのですね。ですから、ここが北空知学校給食組合、本町は独立給食してますよね。ですからそういうような意味合いということから考えると、何か別な解散、脱退があったのかなというちょっと危惧をしたものですからお聞きしたのです。詳しくは質問しませんが、また説明は機会を見て、またお知らせいただきたいというふうに思います。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 大変申しわけありませんけれども、答弁ちょっとできないと思えます。

いろいろな事情があると思います。今お話しありましたように、消防の関係ですと、それぞれ管内5消防事務組合がありまして、帯広を含めて6消防事務組合があり

ますけれども、十勝広域消防になったために、それぞれの現存の事務組合を解散するという事由で解散し、一部事務組合の規約を変更したという経緯があります。

そういうことで、北空知学校給食組合が広域のために解散、脱退したのかもしれませんが、事由ははっきりわかりませんが、その内容がわかりましたら、またお知らせする機会があると思いますのでお知らせしたいと思います。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを審議とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎ 陳情の委員会付託

- 藤田議長 日程第16 陳情の委員会付託を行います。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 陳情文書表。

受理番号5。受理年月日、平成28年5月13日。件名、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合、会長藤井将弘。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

受理番号6。受理年月日、平成28年5月13日。件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合、会長藤井将弘。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号7。受理年月日、平成28年5月13日。件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合、会長藤井将弘。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号 8。受理年月日、平成 28 年 5 月 13 日。件名、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 125 番地、連合北海道豊頃地区連合、会長藤井将弘。

付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し審査することとなります。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第 17 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6 月 16 日から同月 20 日までの 5 日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、6 月 16 日から同月 20 日までの 5 日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午前 11 時 36 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員